

算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、業務収入等は、「業務収入+減収補填債特例分発行額+臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

債務償還可能年数は、実質債務(将来負担額－充当可能基金残高)が償還財源(資金収支計算書における業務活動収支の黒字分等)の何年分あるかを示す指標で、業務活動の黒字分を償還財源に充てた場合に何年で債務を償還できるかを示す理論値。

【課題と方向性】

- 1 上記の算式において、業務支出の中には、地方債等の償還財源に充てられた支出があるため、仮にこれを含めると、業務活動収支の黒字分が本来の数値よりも過小となり、債務償還可能年数が過大となってしまうため、これを控除する必要がある。

具体的には、公営企業会計や一部事務組合等の地方債で一般会計等が元金償還を負担するものについては将来負担額に含まれるため分子に計上されているが、当該年度に支出した、公営企業や一部事務組合等の起こした地方債の償還財源に充てた繰出金や負担金などは、償還財源であるが、業務支出に含まれるため、分母から除外されることとなり、結果として、業務活動収支の黒字が過小(債務償還可能年数が過大)となってしまう。

→ 分子に含まれる地方債に係る償還財源をすべて分母に含めるよう、算定式を見直す。

- 2 また、所有外資産等の整備費用は、投資支出的な性質を持つが、業務支出に含まれるものであるため、これらの大規模な事業を行った場合に、指標が大きくなるが、このことは実際の債務償還能力を反映しているわけではない。

→ 起債して行う所有外資産等の整備に係る支出であって、業務支出に含まれている金額を業務支出から控除する。なお、これらの整備に係る補助金等の金額も業務収入から控除する。

- 3 償還財源である分母の数値は単年度の収支を用いているため、当該年度に生じた特別の多額の支出の影響で大きく変動するなど、安定性に課題がある。

→ 3力年の平均値が算出できる団体から、順次、参考値として公表することを推奨する。

債務償還可能年数の新たな算定式について（案）

算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}(\ast 1)}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)}$$

分子

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

<参考(将来負担比率の算定式より)>

- 将来負担額：イからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

分母

※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、業務収入等は、「業務収入+減収補填債特例分発行額+臨時財政対策債発行可能額-**国県等補助金収入(所有外資産等形成分)**」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)から**次の将来負担額に含まれる地方債現在高、その他負担額等の償還等に充てた経費を控除した額**とする。

- イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 地方債を起こして行う指定区間外の国道や指定区間の一級河川等(所有外資産等)の整備に係る支出であって、業務支出に計上されているもの